●香川県告示第２０６号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30条）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和８年11月４日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

変　更 年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の 種 類
	変　更　前	変　更　後		
令和８年 10月１日	訪問看護ステーションみき 木田郡三木町大字氷上１１２番地１	訪問看護ステーションみき 木田郡三木町大字氷上1031番地１	香川医療生活協同組合 理事長　北原孝夫 高松市栗林町一丁目３番24号	訪問看護
令和８年 10月１日	ヘルパーステーションみき 木田郡三木町大字氷上１１２番地１	ヘルパーステーションみき 木田郡三木町大字氷上1031番地１	香川医療生活協同組合 理事長　北原孝夫 高松市栗林町一丁目３番24号	訪問介護 予防訪問介護